

第 1 章 計画の基本的事項

1-1 計画の背景

本市では、丹波市環境基本条例に基づき、市、事業者及び市民の責任を示すとともに、役割分担と協働により、現在及び将来の世代の安全で健全かつ快適・文化的な生活の確保に資することを目的に平成 19 年度（2007 年度）から平成 28 年度（2016 年度）までの 10 年間を目標年次とし、中長期的な視点として、“今の子ども達が親となって子どもを持つと考えられる時代”を見据えた丹波市環境基本計画を策定し、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

計画期間の 10 年間では、温室効果ガスの排出量の増加による地球温暖化の進行や生物多様性の低下、野生動物による農業被害の増加、本格的な人口減少社会の到来、地域の担い手不足による森林・農地の荒廃など、環境を取り巻く課題が顕在化してきました。

平成 26 年（2014 年）8 月に丹波市を襲った局地的な豪雨により、市内 250 か所以上で山腹崩壊が発生し、大型ダンプカー約 10 万台分、約 50 万 m³の土砂が流出、また河川・水路の決壊により、農地約 1,610 か所、約 400ha が作付け不能になるなど、住宅・農地・山林・道路・河川等で、これまで経験のない大きな被害を受けました。

半世紀ほど前までは、ごく普通の暮らしの中で、燃料には薪炭を、素材には里山の草木を用い、山菜や淡水魚を食糧としてきました。

しかし、灯油やガスの普及、自家用車や大規模流通網の発達、農業の機械化など、生活様式が激変したことで、里山と市民の関わりが薄れ、放置される森林が増えました。

市では、平成 21 年度（2009 年度）に、地球温暖化対策として、化石燃料に依存した生活スタイルを見直し、新（再生可能）エネルギーの導入によって、環境効果、地域活性化効果、経済効果などが得られるように「丹波市版グリーンニューディール」を目指し、地域新エネルギービジョンを策定、翌 22 年度（2010 年度）には、賦存量や利用可能量が大きい「木質バイオマス」、「太陽光発電」、「太陽熱利用」を地域重点エネルギーと定め、その導入・普及のための具体的プロジェクトの検討を行い、持続可能な地域社会の創造に向けた取り組みをスタートしました。

平成 23 年（2011 年）3 月に発生した東日本大震災以降、原子力発電所の停止による、火力発電への依存度の高まりなど、電源構成の変化により、再生可能エネルギーの利活用や省エネルギーへの関心が高まっています。

以上のような環境を取り巻く情勢の変化や、新たに生じた環境課題に対応した施策を推進するために、計画期間の終了に合わせて必要な見直しを行い、平成 29 年度（2017 年度）から 10 年間を計画期間とした第 2 次丹波市環境基本計画を策定します。



丹波市の自然環境

1-2 計画の根拠と役割

本計画は、「丹波市環境基本条例」第3条に示す基本理念の実現を図るために、第7条に示す環境の保全及び創造に関する基本方針に基づいて講じる施策を総合的かつ計画的に進めるために策定するものです。

丹波市環境基本条例の基本理念（第3条）

- 1 環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境を享受し、良好な環境を維持して、これを将来の世代へ継承していくことを目的として適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない健全な社会経済活動が行われることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷が少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的発展が可能な社会が構築され、科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、生態系に配慮しつつ、市域の自然的、歴史的、文化的な条件に応じ環境に影響を及ぼすと認められる施策、事業活動等を計画の段階から総合的に配慮することにより、豊かな自然環境を保全するとともに住みよい都市を創造し、及び安全で健全かつ快適・文化的な生活を実現することを旨として行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、市民の安全で健全かつ快適・文化的な生活を将来にわたって確保する上でも重要な事柄であることから、市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活において、公平な役割分担の下、積極的に推進されなければならない。

丹波市環境基本条例の基本方針（第7条）

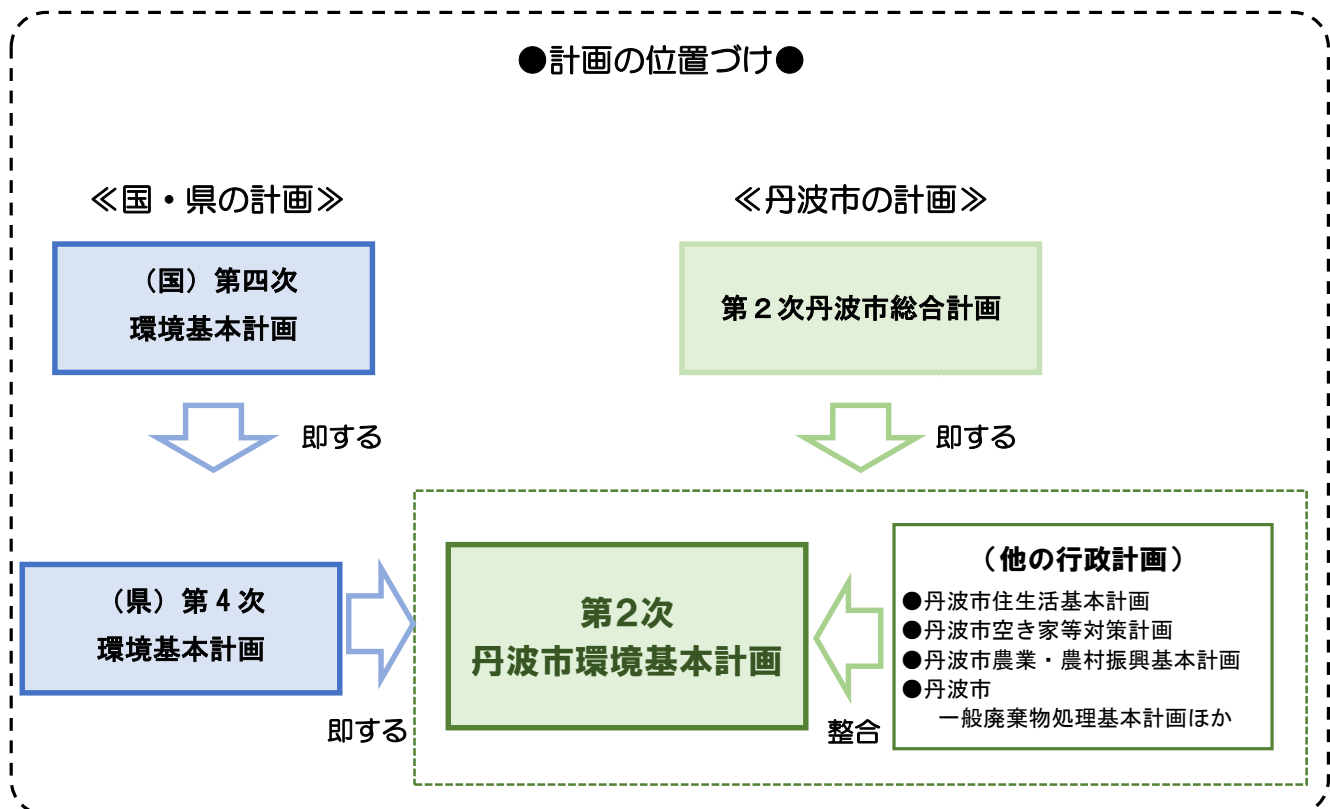
市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を講じるものとする。

- (1) 環境への負荷が少ない自立・循環型のまちづくり
- (2) 生態系を育くむまちづくり
- (3) 安全で健全かつ快適・文化的な環境のまちづくり
- (4) 地球環境の保全に貢献するまちづくり
- (5) よりよい環境へ市民皆で取り組むまちづくり
- (6) 環境を守り育てる仕組みを確立したまちづくり
- (7) 前各号に掲げるもののほか、その他良好な環境の保全及び創造に資するまちづくり

1-3 計画の位置づけ

本計画は、丹波市環境基本条例に基づき、本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、丹波市の行政計画の最上位に位置づけられる「第2次丹波市総合計画」を環境側面から具現化するための基本的な計画として定めるものです。

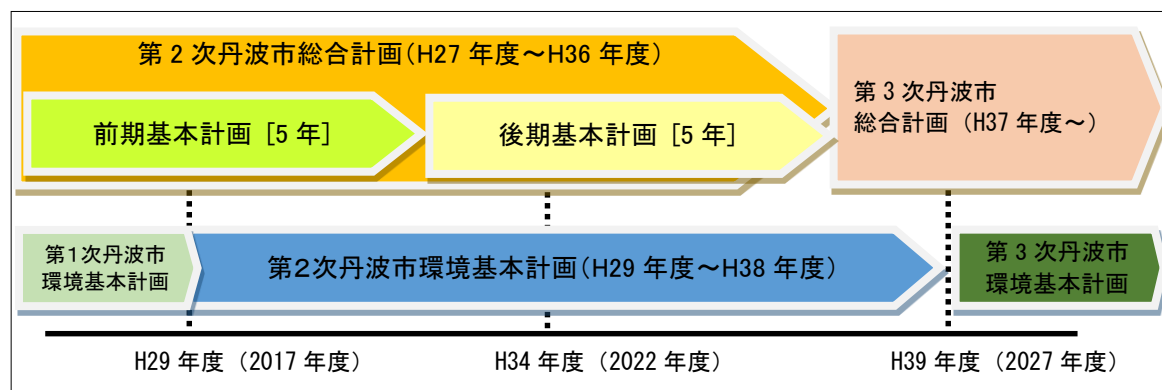
また、本市の他の行政計画に対して環境面からの指針を示すものとなり、本市の環境政策の根幹となります。本計画の策定に当たっては、国や県の環境関連計画の理念や方向性と協調し、連携を図っていきます。



1-4 計画の期間

本計画の目標年次は、平成 38 年度（2026 年度）[平成 29 年度（2017 年度）から平成 38 年度（2026 年度）までの 10 年計画]とし、中長期的な視点として、“今の子供達が親となって子供を持つと考えられる時代”を見据えたものとします。

ただし、社会経済情勢の変化や科学技術の進展及びこれらに伴い環境問題が大きく変化した場合には、必要に応じ見直しを行います。



1-5 計画の対象

本計画は、丹波市全域を対象としますが、市域外に及ぶ環境への負荷の低減に努め、大気、水、地球環境に関わる問題など、広域的な取り組みを必要とする施策については、国・県及び他の市町などと連携して取り組みます。

また、市民、民間団体、自治会、自治協議会、事業者、行政だけでなく、観光等の来訪者、不在地主など、本市に関わりを持つ主体のすべてを対象とします。

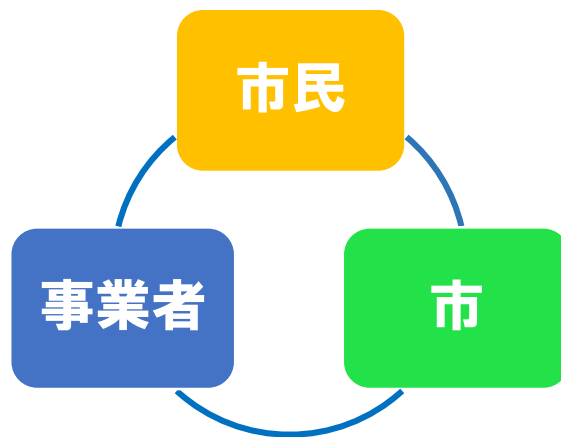
なお、計画の対象となる環境の範囲は、以下のとおりとします。

分類項目	対象となる範囲
自然環境	生物、植物、生態系、農地、里地、森林、里山、源流など
生活環境	大気、水質、土壌、騒音、振動、地盤沈下、悪臭など
資源環境	廃棄物、エネルギー、水資源など
快適環境	歴史・文化、公園、景観など
地球環境	地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など

1-6 計画の推進主体

本計画の推進にあたっては、計画策定主体である市の取り組みだけでなく、市民の日常生活や市民団体などの活動、事業者の事業活動における環境に配慮した取り組みの展開が必要です。

環境保全及び創造のために、市民、事業者、市がそれぞれ配慮すべき内容（環境配慮指針）を示し、市民、事業者、市が一体となって、それぞれの立場から参画と協働の取り組みを行うことにより、計画の推進を図ります。



第2次丹波市環境基本計画は、
市民(※)・事業者・市の相互的な連携、協働により推進していきます。

※「市民」とは市民・民間団体、自治会、自治協議会・地域団体・市民活動団体、中間支援団体を表します。事業者・行政の参画と協働により環境保全の取り組みを推進します